

長野県土木工事施工管理基準の改定について

〔前回改定 平成22年6月1日〕

1 出来形管理基準

○主な改定内容

- ①現在の共通仕様書に合わせた形の再編(記載順の変更、編・章・節の変更)
- ②適用基準書の変更による記載の変更
- ③表記の変更(箇所⇒ヶ所)
- ④ICT土工、ICT舗装に係る面管理の場合の基準 追加
- ⑤コンクリートブロック積、石積み、砂防堰堤(本体、水叩き) 注水検査の廃止
- ⑥仮設工の法面吹付工の廃止(法面工の吹付工と同じ)
- ⑦植生工の検測ピンによる出来形管理の廃止
- ⑧浚渫工の基準 追記 (共通仕様書に記載)
- ⑨公園の基準 廃止

別途 国交省 公園緑地工事施工管理基準を準用している

⑩舗装 工事規模

アスファルト舗装の工事規模を国土交通省の基準及び県の特殊舗装の基準と合わせる

工事規模 中規模工事以上 2,000㎡以上⇒10,000㎡以上及び合材3,000t以上

小規模工事以下 500t未満、2,000㎡未満⇒10,000㎡未満

⑪下水道 (引用先の改訂による)

2 品質管理基準

○主な改定内容

- ①適用基準書の変更による記載の変更
- ②区画線のキャリブレーション 追加